

私募債の利子に係る都道府県民税 特別徴収義務者の皆様へ

**ご準備は 平成28年1月1日以降 社債の利子に対する
お済みですか？ 都道府県民税 利子割・配当割が変わります！**

1 「利子等」の範囲と「特定配当等」の範囲が変わります

- 平成25年度税制改正により、平成28年1月以降、利子割が課税される「利子等」の範囲と配当割が課税される「特定配当等」の範囲が変わります。（注）
- この改正により「**私募債の利子**」はその社債の発行年月日により次の表のとおり取扱いが異なります。

平成28年1月1日以降に支払われる私募債の利子の取扱い		
発行年月日	区分	申告税目
平成27年12月31日以前	「特定公社債の利子」	配当割 →利子を受け取る個人の住所地へ申告納入
平成28年1月1日以降	「一般公社債の利子」	利子割 →利子の支払者の営業所等が所在する都道府県へ申告納入

※ただし、同族会社が発行した私募債の利子でその同族会社の役員等が支払いを受けるものは総合課税となり、利子割課税の対象外となります。

- 今まで利子割で申告納入していた社債の利子等のうち、**上の表で「特定公社債の利子」に該当するものは、「配当割」で申告納入する必要があります。**
- 「**配当割**」への変更により、申告納入先も変更になります。**ご注意ください！**（裏面参照）

（注）「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）」による国税（所得税）の税制改正（金融所得課税の一体化）に伴う、都道府県民税の改正です。

国税（所得税）の改正の概要については国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご参照ください。
なお、変更後の範囲については次のとおりです。

「利子等」の範囲 → 所得税法・租税特別措置法で規定する「利子所得」と原則として同じ

「特定配当等」の範囲 → 租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等及び

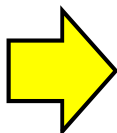
同法41条の12の2第1項各号に掲げる償還金に係る同条第6項第3号に規定する差益金額

2 法人に係る利子割が廃止されます

- 平成25年度税制改正により、法人に支払った社債の利子等に対する都道府県民税利子割が廃止されます（法人税割額からの利子割額控除も廃止されます）。
- **平成28年1月1日以降に支払われる利子については、法人から利子割5%相当額を徴収する必要はありません。**

＜利子割 納税義務者＞

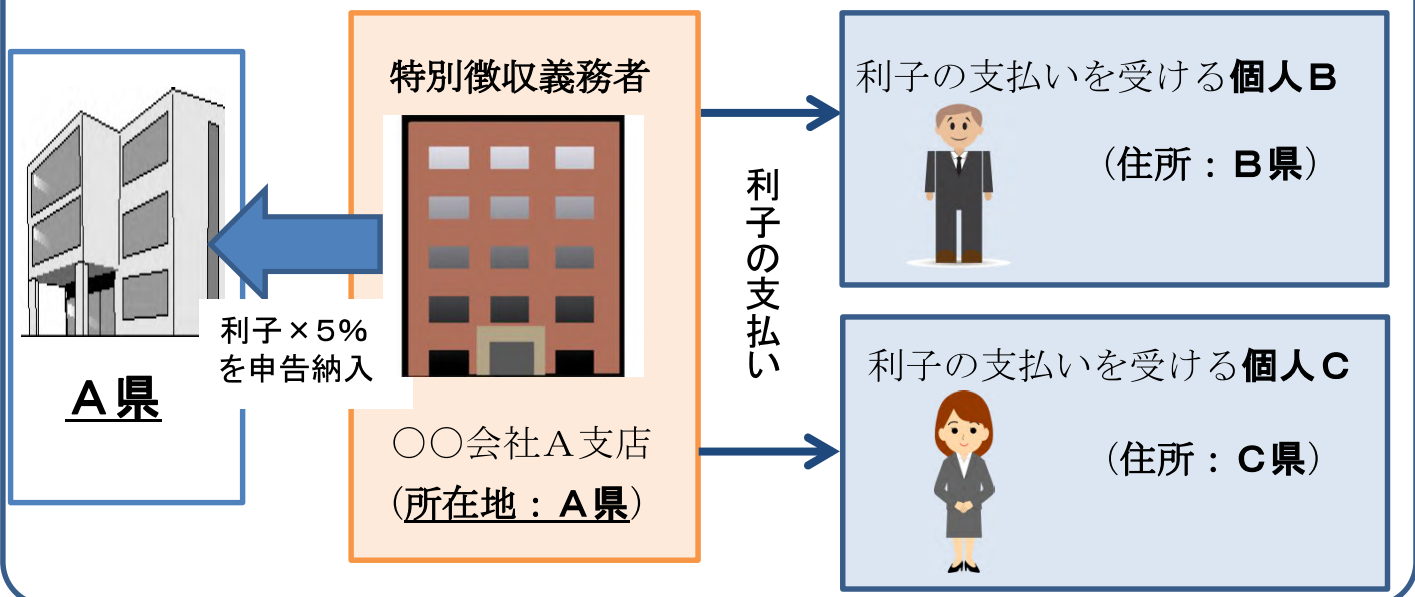
平成27年12月31日までの支払い	
個人	から徴収
法人	から徴収



平成28年1月1日以降の支払い	
個人	から徴収

○ 利子割の申告納入先

※ 利子割は、利子等の支払いを行う営業所等が所在する都道府県に申告納入
＝ 営業所等がA県内であればA県に申告納入



利子割から配当割への変更に伴い申告納入先も変更になります

○ 配当割の申告納入先

※ 配当割は、特定配当等の支払を受ける個人の住所がある都道府県に申告納入
⇒ 個人Bに係る配当割 個人Bの住所地であるB県に申告納入
個人Cに係る配当割 個人Cの住所地であるC県に申告納入

